平成２３年（フ）第１６７号
岡山県倉敷市連島町連島4381番地４
債務者　松下眞里子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
岡山県倉敷市中庄団地６番９―103号　県営住宅
債務者　廣野　　高
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２８７４号
横浜市神奈川区高島台17番地５
債務者　種吉千恵子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６９号
岡山市南区福富中１丁目13番18号　渡辺方
債務者　貝原　道敏
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７０号
岡山市南区福富中１丁目13番18号　渡辺方
債務者　貝原　佳奈
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２０号
岡山市南区宮浦1291番地
債務者　西川由紀枝
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７２５号
横浜市都筑区川和町1715番地17
債務者　鈴木謙太郎
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６４号
岡山市中区祇園761番地
債務者　安積　眞治
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４号
愛媛県大洲市長浜町櫛生甲681番地
債務者　村山　照美
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第２４６号
沖縄県沖縄市住吉２丁目26番８号
債務者　南風原安和
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２４７号
沖縄県沖縄市住吉２丁目26番８号
債務者　南風原美智子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第３１４号
千葉県我孫子市船戸２丁目21番１号　107号
破産者　清水　享子
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４８６号
奈良県磯城郡田原本町富本165―５、商業登記簿上の本店所在地奈良県磯城郡三宅町大字上但馬217番地の５
破産者　株式会社アドラー
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第７２６号
茨城県水戸市大工町３丁目５番１号
破産者　ヤマダ照明株式会社
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７４９号
茨城県水戸市堀町1197番地の１
破産者　有限会社宮住建設工業
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第９０６５号
東京都東久留米市東本町14―21―705、開始決定時の住所東京都東久留米市本町２丁目14―29
破産者　石澤　宣文
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６８７号
埼玉県川越市小仙波936―１、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川越市小仙波町２丁目23番地17
破産者　株式会社島田包装
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部